



「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」 についてのパブリックコメントを実施します

茅ヶ崎市では、平成29年4月に保健所政令市に移行するにあたり、保健所の設置・運営に必要な条例・規則・要綱・告示（以下「条例等」という。）の整備における基本的な考え方をまとめた「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」についてのパブリックコメントを実施し、市民のみなさんからのご意見・ご提案を募集します。

1 「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」の概要

「保健所政令市移行に向けて整備する条例等の考え方（素案）」は、保健所政令市移行に伴い整備が必要な条例等のうち、公衆衛生を確保する観点から、市民や事業者のみなさんに義務を課し、または権利を制限するもの（以下「規制」という。）の基準等を定める18の条例等※について、基本的な考え方を示すものです。

市は保健所の運営に必要な条例等の検討を進めていますが、原則として現在の神奈川県の規制の基準等を参考に市保健所の運営に必要な条例等における規制の基準等を定めることとし、行政の継続性を維持するとともに、市民生活や事業活動への影響を最小限とし、スムーズな保健所業務の移管を目指していきます。

※（仮称）医療法施行条例、（仮称）公衆浴場法施行条例、（仮称）旅館業法施行条例、（仮称）理容師法施行条例、（仮称）美容師法施行条例、（仮称）クリーニング業法施行条例、（仮称）浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、（仮称）食品衛生法施行条例など

2 パブリックコメントの実施

【応募期間】 平成28年7月1日（金）～8月3日（水）

【応募方法】 市内の公共施設に記入用紙と意見募集箱を設置するほか、郵送、ファクス、電子メール、市ホームページからもご意見の応募が行えます。

3 今後の主なスケジュール

現在、神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所などで実施している地域保健・公衆衛生業務に係る権限移譲を受け、住民に一番身近な基礎自治体である市が、保健所を設置・運営するための準備を進めています。今回パブリックコメントでいただいたご意見・ご提案を踏まえて関係条例案を策定し、平成28年11月末に開会予定の市議会第4回定例会に提案することを目標としています。

本市が保健所政令市に移行するまでの主なスケジュールは次のとおりです。

平成28年10月	保健所政令市移行について閣議決定
11月	市議会第4回定例会に条例案を提案
平成29年4月	保健所政令市に移行し、茅ヶ崎市保健所を開設